

「東堀通り・西堀通り・新津屋小路の交通規制見直し」 に関するお知らせ

地元コミュニティ協議会、商店街、関係機関などで構成する「新潟島中心部交通政策検討協議会（以下、協議会）」では、新潟島中心部のまちづくりと望ましい交通政策のあり方について検討してきました。

このたび、協議会での検討結果をふまえ県警本部と市では、古町地区の一方通行規制見直し等を実施します。

一方通行規制見直し時は、利用者の皆様には一時的にご不便をおかけすることも考えられますが、何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。



1. 見直し時期について

具体的な見直し時期は、現時点では7月中旬を目標としています。

ただし、住民の皆様・関係者との話し合いや、信号機・標識の機器製造等の状況によっては、「新潟まつり(8月上旬)」と「豊かな海づくり大会(9月上旬)」の開催もふまえて9月以降にずれ込みます。

2. 一方通行規制を見直す道路

東堀通り、西堀通り、新津屋小路

3. 「交通規制見直し」における計画概要

※詳しくは裏面をご覧ください。

①一方通行規制の見直しは、「分かりやすく円滑な交通処理」と「榎谷小路の基幹公共交通軸としての機能強化」を図っていくものです

②路上パーキングメーターは原則撤去します(※一部区間においては存続を検討)

③交通量や交通の流れの変化に対応するため、古町地区全体の信号制御の見直しを検討します

④交通安全対策として、交差点の信号機改良や車道中央にゼブラマーキングの設置と道路の中央を明確に示すラバーボールの設置を予定しています



ラバーボール設置イメージ

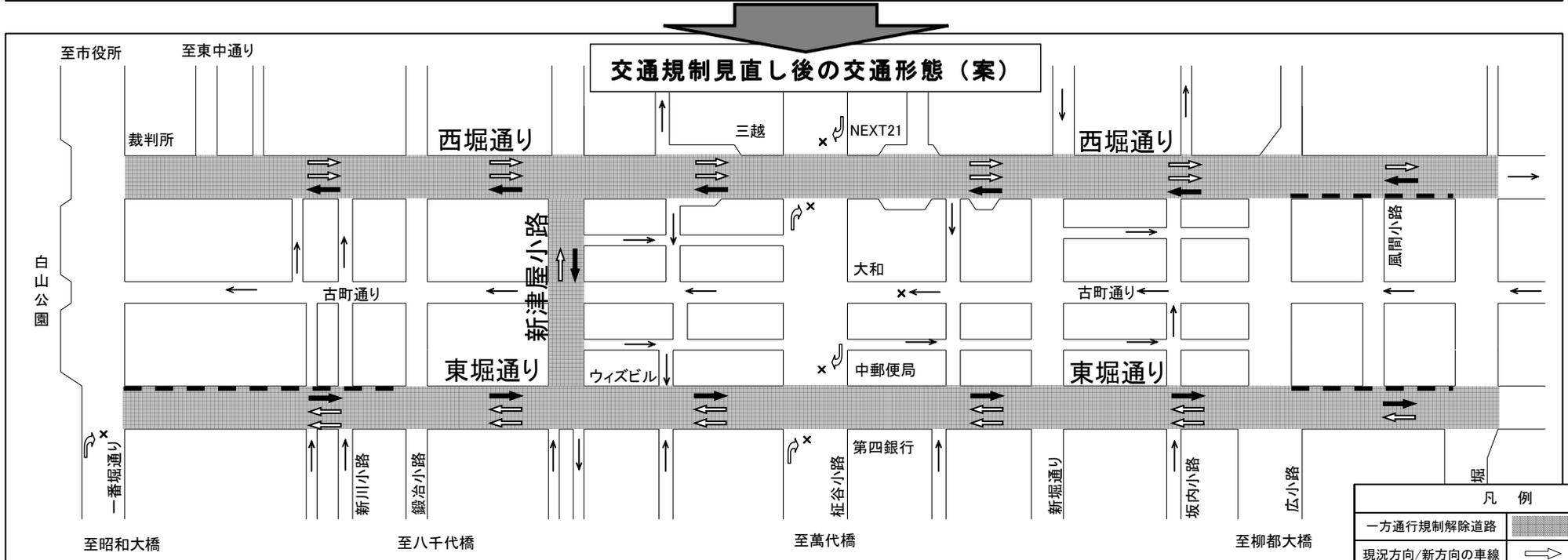
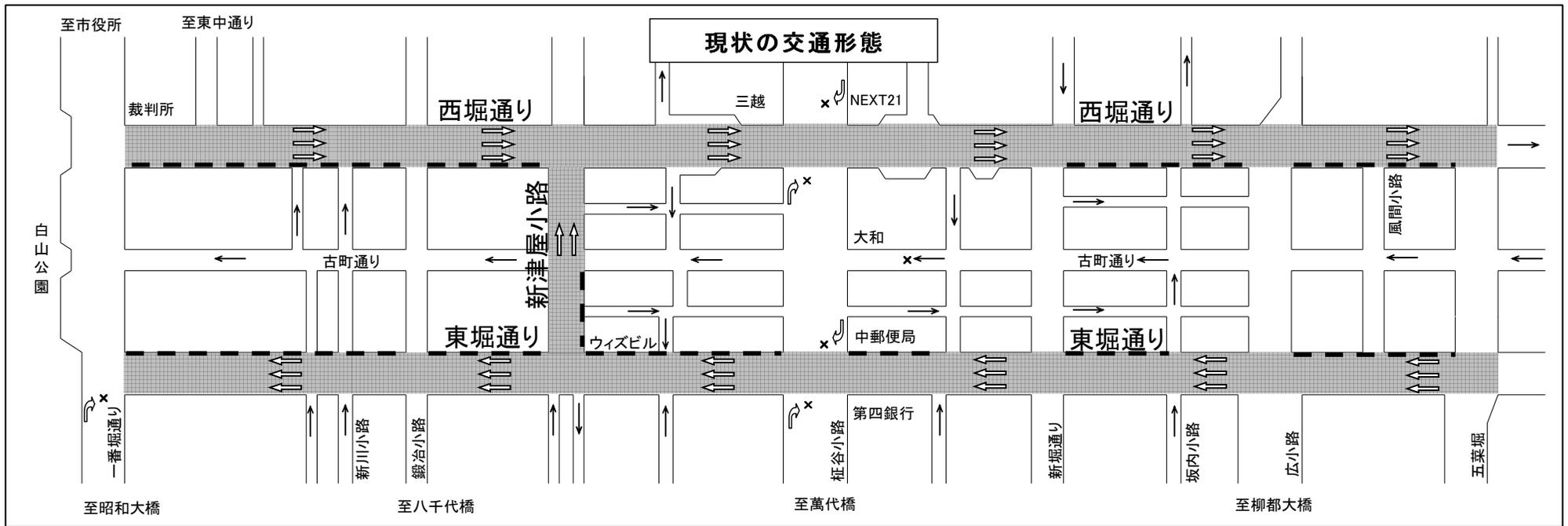
⑤進行方向と反対側の沿道への乗入れは、可能となるよう配慮します



⑥一方通行規制見直しにあたっては、交通事故防止を第一に考え、十分な周知期間をおいた広報活動や街頭指導など事前事後の安全確保に県警と市が連携して取り組んでいきます

お問い合わせ先

新潟県警察本部 交通部 交通規制課 TEL:025-285-0110 FAX:025-285-8518
新潟市 都市政策部 都市交通政策課 TEL:025-226-2723 FAX:025-229-5150



- 西堀通り・東堀通り・新津屋小路は相互通行となります。
- 榎谷小路から西堀通り・東堀通りへの右折は22時から7時まで右折できます。
- 一番堀通りからは東堀通りへの右折はできません。

凡例	
一方通行規制解除道路	
現況方向/新方向の車線	
一方通行の道路	
右折禁止/進入禁止箇所	
路上パーキング箇所	